平成２２年（フ）第３４号
静岡県藤枝市岡部町三輪1345番地の６　ファミーユＴ204
債務者　田端　正美
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
静岡市葵区瀬名３丁目11番12号　フレンドビレッヂ102号
債務者　谷島　　浩
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６号
静岡市清水区能島371番地の１　市営住宅216
債務者　渡辺　福正
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５号
静岡県島田市道悦４丁目２番９号　コートアコートノード201号室、旧住所静岡県藤枝市前島１丁目16番１―607号　エンブル・ガーデン藤枝
債務者　松田　友希
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６号
静岡県島田市道悦４丁目２番９号　コートアコートノード201号室、旧住所静岡県藤枝市前島１丁目16番１―607号　エンブル・ガーデン藤枝
債務者　松田加世子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７０号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目28番地４
債務者　池崎　隆之
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７１号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目28番地４
債務者　池崎　香月
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５５８号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1666番地１
破産者　九州匠建株式会社
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
静岡県島田市旭１丁目４番８号ドミールＧ102号
破産者　有限会社みどり企画
１　決定年月日　平成22年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５２５号
東京都杉並区成田西４丁目６－９、開始決定時の住所東京都杉並区阿佐谷南２丁目22―11―105
破産者　寺地　宏貴
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６９９号
東京都葛飾区柴又１丁目26番12号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区蔵前２丁目18番６号
破産者　柳橋貿易株式会社
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７００号
東京都台東区今戸２丁目16－６―203
破産者　坂西　　隆
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１９９号
東京都板橋区板橋１丁目51番７号　第一津久根ビル１階
破産者　株式会社関東エアコンシステム
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２５号
埼玉県川口市芝２丁目23―17―１Ｆ―Ａ
破産者　渡邉　正一
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６８９号
静岡県伊東市赤沢362―57、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区有馬６丁目21―14
破産者　小華和　尚
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７８０号
東京都調布市深大寺北町１丁目６―14
破産者　石井　　勤
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３６９号
東京都千代田区九段北１丁目14番17号
破産者　株式会社アーム
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４５３号
静岡県浜松市南区新橋町428番地の１
破産者　寿産業株式会社
１　決定年月日　平成22年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部